

令和8年1月30日 文教・福祉常任委員会資料 健康長寿部国民健康保険課

令和8年度宇治市国民健康保険事業の運営について（答申）

1. 令和7年度 第4回 宇治市国民健康保険運営協議会資料
（令和8年1月29日開催）
2. 令和8年度 宇治市国民健康保険事業運営について
（答申の写し）
3. 令和8年度 宇治市国民健康保険事業運営について
（説明資料）

令和7年度 第4回 宇治市国民健康保険運営協議会

令和8年1月29日(木) 14:00～
宇治市役所 本庁 8階 大会議室

会 議 次 第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

(1) 会議録署名人の選出について

(2) 令和8年度国民健康保険事業の運営について(答申案)

4. その他

5. 閉会

配付資料

- 資料1 令和8年度国民健康保険事業の運営について(答申案)
資料2 令和7年度宇治市国民健康保険運営協議会の主な流れ

参考資料

令和7年度第4回宇治市国民健康保険運営協議会席次

令和8年度
国民健康保険事業の運営について
（答申案）

平成30年度の国民健康保険制度改革施行から8年が経過する中、国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える公的医療保険制度として、今後も安定的な財政運営や効率的な事業運営を継続していくことが必要である。

一方で、国民健康保険制度を取り巻く状況は、刻一刻と変化しており、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による加入者の減少や、医療の高度化などにより、被保険者一人当たりの医療費は上昇していることに加え、物価高騰や自然災害、感染症の感染拡大など、外的要因によるリスクも増加しており、保険者には慎重な事業運営が求められる状況である。

こうした状況を踏まえ、本協議会は令和8年度宇治市国民健康保険事業の運営についての諮問に対し、要望事項を付して次のように答申する。

なお、要望事項については、実現に向けて最大限努力されるとともに、施策の実施にあたっては関係部署との連携を密接にし、被保険者はもとより市民全体の理解と協力を得るよう求めるものである。

令和8年度宇治市国民健康保険事業運営について

- (1) 制度改革以降、市の保険料率は、京都府が示す標準保険料率に基づき設定することを基本としてきた。

令和8年度の事業運営における京都府が示した標準保険料率は、新たに子ども・子育て支援金分が賦課されることなどにより、介護納付金分を合わせた全体の改定率は、1.43%となっている。

今後、物価や賃金の上昇、人口構成の変化や人口減少による人手不足、医療の高度化などにより、診療報酬が改定され、1人あたり医療費が大幅に増加する可能性や、子ども・子育て支援金分は、少子化対策の抜本的強化を目的として、令和10年度にかけて段階的な増額が予定されていることなどに留意が必要である。

また、国民健康保険財政調整基金については、令和7年度末残高が約5.0億円の見込みとなっており、基金額の目安としている当該年度保険料の1期分相当（約3億円）は達成しているものの、以下の点に留意し、繰入額は必要最小限に留めることが妥当であると考える。

- ① 「子ども・子育て支援金」は、社会全体で子どもの育ちを応援する趣旨であり、安易に基金を取り崩して抑制することは適当ではないものの、令和10年度にかけての段階的な増額への対応は、次年度以降、状況を踏まえた検討が必要。
- ② 将来的な見通しなく基金等を活用して保険料率を引き下げるとは、一時的な負担軽減につながるが、後年度に標準保険料率との乖離を生み出すことになり、将来的に急激な改定を招く可能性がある。

これらの状況を踏まえ、令和8年度の事業運営における国民健康保険料については、国保財政を安定化し、持続可能な医療制度を実現するという制度改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり京都府が示した標準保険料率に設定することが妥当であると考える。

また、賦課限度額については、国政令基準における変更に基づき設定することが妥当であると考える。

国民健康保険制度における、医療の高度化や被保険者数の減少、高齢化などの構造的要因による一人当たり医療費の増加への対策、ひいては保険料負担の軽減につなげる対策が必要となっており、医療費の適正化や令和6年3月に策定された宇治市国民健康保険保健事業実施計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づいた効果的、効率的な保健事業の推進・充実に積極的に取り組まれない。

現在、医療や公的医療保険制度などの社会保障制度を取り巻く環境は、流動的であり、今後、大きく変化していくことが予想されるが、市は、引き続き医療費の伸び、被保険者数の変動及び今後の国・京都府の動向等について慎重に見定め、市民の暮らしに十分配慮し、安定した財政運営に努められない。

令和8年度宇治市国民健康保険料

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割率	9.87% (現行 10.18%)	3.10% (現行 3.07%)	2.92% (現行 2.74%)	0.31% (-)
均等割額	36,600円 (現行 37,400円)	11,300円 (現行 11,100円)	12,200円 (現行 11,600円)	1,100円 (-)
18歳以上 均等割額				80 (-)
平等割額	22,700円 (現行 23,500円)	7,000円 (現行 6,900円)	6,000円 (現行 5,700円)	700円 (-)
賦課限度額	67万円 (現行 66万円)	26万円 (現行 26万円)	17万円 (現行 17万円)	3万円 (-)

- (2) 国民健康保険事業財政調整基金は、これまでから厳しい運営の中においても積み立てを行い、その保有規模については、保険料を基準にするものとしているところである。今後も、基金の設置目的である健全な財政の維持及び保健事業の振興に資するため、将来の基金残高に留意しながら活用されたい。

- (3) 被保険者の健康保持・増進に資する保健事業に積極的に取り組む保険者を財政的に支援する仕組みである保険者努力支援制度を積極的に活用するなど、歳入の確保に一層努められたい。

以上

要 望 事 項

1 保険料収納率向上及び保険給付の適正化について

保険料収入の確保は、国民健康保険財政の安定化、被保険者間の公平性の観点からも重要である。保険料の納期内納付が見込まれる口座振替の利用を推進するとともに、より納付しやすい環境を整備することで収納率の向上に努められたい。

なお、未納保険料については、京都地方税機構と市が連携し、引き続き公平公正な徴収業務と歳入確保に努められるとともに、特段の事情により保険料の支払いが困難な被保険者に対しては、保険料減免制度等の案内を行うなど引き続き丁寧な対応に努められたい。

また、保険給付は保険制度の基本であることから、その給付内容について専門的な視点を持って十分に点検し、適正化に努められたい。

2 保健事業の充実について

被保険者の健康を保持・増進し、ＱＯＬの維持・向上を図ることは、健康寿命の延伸、結果として、適正な医療受診を推進することにつながる。

この間、効果的な広報を検討され、健診受診率は微増傾向にあるものの、被保険者への特定健康診査や人間ドック等のより効果的で分かりやすい広報や対象者に伝わりやすいお知らせの送付等による周知強化に加えて、未受診理由等の分析を継続的に行之、さらなる受診率の向上について取り組むとともに、保健指導の充実にも引き続き努められたい。

また、死亡割合の高い「がん（悪性新生物）」については、各種がん検診の受診率向上を図ることのでがんの早期発見に努めるとともに、がんを積極的に予防するよう、若い世代からの普及啓発も含めて周知・広報等を強化されたい。

とりわけ被保険者のＱＯＬを著しく低下させる「人工透析」については、医師会や京都府等関係機関との適切な連携のもと、主原因である糖尿病性腎症等の重症化予防の更なる推進とともに、後期高齢者移行後も支援が継続されるよう、庁内関係部署との連携に努めていただきたい。

後発医薬品等への対応についても、適正な医療受診について、関係機関や関係部署との協力・連携のもと、先進事例の研究と合わせて、多様な取り組みを通じた健康づくりを展開されたい。今後の保健事業の充実に向けては、より一層の推進に努められたい。

3 被保険者への普及啓発について

国民健康保険事業は、被保険者資格の適正管理をはじめ、事業における財政状況や医療費の動向の把握、保険料の賦課・徴収、保健事業、被保険者自らの健康管理と適正な医療受診への啓発など多岐にわたっており、その意義や取り組みについて、被保険者はもとより広く市民に理解と協力を求める必要がある。「市政だより」や「ホームページ」のみならず、あらゆる周知・啓発手段を用い、より多くの方にわかりやすい広報活動を実施されたい。

また、マイナ保険証の利用については、一人ひとりの医療状況に応じたよりよい医療が受けられることなどのメリットについて、周知に努められたい。

4 健全な財政運営について

今後も多額の保険給付が見込まれる中、子ども・子育て支援金制度が開始され、国民健康保険事業は、より一層厳しい状況に直面することが予想されることから、国や京都府に対してさらなる財政基盤の強化と安定的な社会保障制度の維持について要望されたい。また、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置について、対象年齢や軽減割合の拡大、必要となる財政支援を強く要望されたい。

京都府が検討されている府内市町村の国民健康保険料の統一化に向けては、市町村の意見を十分聴取のうえ対応されるよう、京都府に対し要望されたい。

令和7年度宇治市国民健康保険運営協議会の主な流れ

第1回	11月13日(木)開催	・国民健康保険事業の概要を説明 ・令和6年度決算を報告
-----	-------------	--------------------------------



<令和8年1月開催>

第2回	1月8日(木)開催	・諮問 ・令和7年度決算見込を報告
-----	-----------	----------------------



1月中旬

京都府より標準保険料率提示

第3回	1月22日(木)開催	決算などの状況と標準保険料率をふまえ <u>令和8年度保険料率などについて審議</u>
-----	------------	--



第4回	1月29日(木)開催	これまでの議論をふまえ、令和8年度保険料率、 答申案などについて審議
-----	------------	---------------------------------------

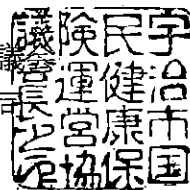


1月30日(金)	答申
----------	----

令和8年1月30日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市国民健康保険運営協議
会長 宮本 隆司



令和8年度 宇治市国民健康保険事業運営について

<答申>

令和8年1月8日に諮問のあった上記の件について、別紙のとおり答申する。

平成30年度の国民健康保険制度改革施行から8年が経過する中、国民健康保険制度は、国民皆保険制度を支える公的医療保険制度として、今後も安定的な財政運営や効率的な事業運営を継続していくことが必要である。

一方で、国民健康保険制度を取り巻く状況は、刻一刻と変化しており、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による加入者の減少や、医療の高度化などにより、被保険者一人当たりの医療費は上昇していることに加え、物価高騰や自然災害、感染症の感染拡大など、外的要因によるリスクも増加しており、保険者には慎重な事業運営が求められる状況である。

こうした状況を踏まえ、本協議会は令和8年度宇治市国民健康保険事業の運営についての諮問に対し、要望事項を付して次のように答申する。

なお、要望事項については、実現に向けて最大限努力されるとともに、施策の実施にあたっては関係部署との連携を密接にし、被保険者はもとより市民全体の理解と協力を得るよう求めるものである。

令和8年度宇治市国民健康保険事業運営について

- (1) 制度改革以降、市の保険料率は、京都府が示す標準保険料率に基づき設定することを基本としてきた。

令和8年度の事業運営における京都府が示した標準保険料率は、新たに子ども・子育て支援金分が賦課されることなどにより、介護納付金分を合わせた全体の改定率は、1.43%となっている。

今後、物価や賃金の上昇、人口構成の変化や人口減少による人手不足、医療の高度化などにより、診療報酬が改定され、1人あたり医療費が大幅に増加する可能性や、子ども・子育て支援金分は、少子化対策の抜本的強化を目的として、令和10年度にかけて段階的な増額が予定されていることなどに留意が必要である。

また、国民健康保険財政調整基金については、令和7年度末残高が約5.0億円の見込みとなっており、基金額の目安としている当該年度保険料の1期分相当（約3億円）は達成しているものの、以下の点に留意し、繰入額は必要最小限に留めることが妥当であると考える。

- ① 「子ども・子育て支援金」は、社会全体で子どもの育ちを応援する趣旨であり、安易に基金を取り崩して抑制することは適当ではないものの、令和10年度にかけての段階的な増額への対応は、次年度以降、状況を踏まえた検討が必要。
- ② 将来的な見通しなく基金等を活用して保険料率を引き下げるとは、一時的な負担軽減につながるが、後年度に標準保険料率との乖離を生み出すことになり、将来的に急激な改定を招く可能性がある。

これらの状況を踏まえ、令和8年度の事業運営における国民健康保険料については、国保財政を安定化し、持続可能な医療制度を実現するという制度改革の趣旨を踏まえ、以下のとおり京都府が示した標準保険料率に設定することが妥当であると考える。

また、賦課限度額については、国政令基準における変更に基づき設定することが妥当であると考える。

国民健康保険制度における、医療の高度化や被保険者数の減少、高齢化などの構造的要因による一人当たり医療費の増加への対策、ひいては保険料負担の軽減につながる対策が必要となっており、医療費の適正化や令和6年3月に策定された宇治市国民健康保険保健事業実施計画・第4期特定健康診査等実施計画に基づいた効果的、効率的な保健事業の推進・充実に積極的に取り組まれない。

現在、医療や公的医療保険制度などの社会保障制度を取り巻く環境は、流動的であり、今後、大きく変化していくことが予想されるが、市は、引き続き医療費の伸び、被保険者数の変動及び今後の国・京都府の動向等について慎重に見定め、市民の暮らしに十分配慮し、安定した財政運営に努められたい。

令和8年度宇治市国民健康保険料

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分
所得割率	9.87% (現行 10.18%)	3.10% (現行 3.07%)	2.92% (現行 2.74%)	0.31% (-)
均等割額	36,600円 (現行 37,400円)	11,300円 (現行 11,100円)	12,200円 (現行 11,600円)	1,100円 (-)
18歳以上 均等割額				80 (-)
平等割額	22,700円 (現行 23,500円)	7,000円 (現行 6,900円)	6,000円 (現行 5,700円)	700円 (-)
賦課限度額	67万円 (現行 66万円)	26万円 (現行 26万円)	17万円 (現行 17万円)	3万円 (-)

- (2) 国民健康保険事業財政調整基金は、これまでから厳しい運営の中においても積み立てを行い、その保有規模については、保険料を基準にするものとしているところである。今後も、基金の設置目的である健全な財政の維持及び保健事業の振興に資するため、将来の基金残高に留意しながら活用されたい。

- (3) 被保険者の健康保持・増進に資する保健事業に積極的に取り組む保険者を財政的に支援する仕組みである保険者努力支援制度を積極的に活用するなど、歳入の確保に一層努められたい。

以上

要 望 事 項

1 保険料収納率向上及び保険給付の適正化について

保険料収入の確保は、国民健康保険財政の安定化、被保険者間の公平性の観点からも重要である。保険料の納期内納付が見込まれる口座振替の利用を推進するとともに、より納付しやすい環境を整備することで収納率の向上に努められたい。

なお、未納保険料については、京都地方税機構と市が連携し、引き続き公平公正な徴収業務と歳入確保に努められるとともに、特段の事情により保険料の支払いが困難な被保険者に対しては、保険料減免制度等の案内を行うなど引き続き丁寧な対応に努められたい。

また、保険給付は保険制度の基本であることから、その給付内容について専門的な視点を持って十分に点検し、適正化に努められたい。

2 保健事業の充実について

被保険者の健康を保持・増進し、ＱＯＬの維持・向上を図ることは、健康寿命の延伸、結果として、適正な医療受診を推進することにつながる。

この間、効果的な広報を検討され、健診受診率は微増傾向にあるものの、被保険者への特定健康診査や人間ドック等のより効果的で分かりやすい広報や対象者に伝わりやすいお知らせの送付等による周知強化に加えて、未受診理由等の分析を継続的に行之、さらなる受診率の向上について取り組むとともに、保健指導の充実にも引き続き努められたい。

また、死亡割合の高い「がん（悪性新生物）」については、各種がん検診の受診率向上を図ることでがんの早期発見に努めるとともに、がんを積極的に予防するよう、若い世代からの普及啓発も含めて周知・広報等を強化されたい。

とりわけ被保険者のＱＯＬを著しく低下させる「人工透析」については、医師会や京都府等関係機関との適切な連携のもと、主原因である糖尿病性腎症等の重症化予防の更なる推進とともに、後期高齢者移行後も支援が継続されるよう、庁内関係部署との連携に努めていただきたい。

後発医薬品等への対応についても、適正な医療受診について、関係機関や関係部署との協力・連携のもと、先進事例の研究と合わせて、多様な取り組みを通じた健康づくりを展開されたい。今後の保健事業の充実に向けては、より一層の推進に努められたい。

3 被保険者への普及啓発について

国民健康保険事業は、被保険者資格の適正管理をはじめ、事業における財政状況や医療費の動向の把握、保険料の賦課・徴収、保健事業、被保険者自らの健康管理と適正な医療受診への啓発など多岐にわたっており、その意義や取り組みについて、被保険者はもとより広く市民に理解と協力を求める必要がある。「市政だより」や「ホームページ」のみならず、あらゆる周知・啓発手段を用い、より多くの方にわかりやすい広報活動を実施されたい。

また、マイナ保険証の利用については、一人ひとりの医療状況に応じたよりよい医療が受けられることなどのメリットについて、周知に努められたい。

4 健全な財政運営について

今後も多額の保険給付が見込まれる中、子ども・子育て支援金制度が開始され、国民健康保険事業は、より一層厳しい状況に直面することが予想されることから、国や京都府に対してさらなる財政基盤の強化と安定的な社会保障制度の維持について要望されたい。また、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置について、対象年齢や軽減割合の拡大、必要となる財政支援を強く要望されたい。

京都府が検討されている府内市町村の国民健康保険料の統一化に向けては、市町村の意見を十分聴取のうえ対応されるよう、京都府に対し要望されたい。

令和8年度 宇治市国民健康保険事業運営について <答申> 説明資料

1. 国民健康保険制度改革の概要

- ・ 平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営等の中心的な役割を担い、制度を安定化。
- ・ 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担う。

<制度改革以降の国保財政の基本的な考え方>

- ・ 制度改革は市町村の国保財政を安定化し、持続可能な医療保険制度とするために行われた。
- ・ 都道府県単位に広域化することで、これまで市町村単独では対応が困難であった、医療費の予期せぬ増加等のリスクについて、普通交付金で全額賄う仕組みにより解消された。
- ・ 保険給付に応じた保険料を市町村が収納できるよう財政の仕組みを構築した。
 - ①都道府県が、医療費等の見込みから市町村の「納付金」を算定（医療費水準・所得水準を考慮）
 - ②都道府県が、市町村が納付金を納めるために必要な「標準保険料率」を算定
 - ③各市町村が、標準保険料率を参考に保険料率を決定

<市の国保予算の基本的な枠組み>

納付金や保健事業費等に応じ、標準保険料率に基づく設定を基本として、保険料を決定

【歳入】		【歳出】	
国民健康保険料 ※京都府が算定した標準保険料率を参考に、市町村が保険料を決定		総務費・保健事業費	
繰入金		納付金 ※京都府が決定した金額に応じて市町村が京都府に納付	
府支出金	特別交付金	保険給付費 市町村の保険給付費は、基本的に京都府の交付金により全て賄われる	
	普通交付金		

2. 令和8年度国民健康保険料(答申)

<保険料率>

(単位: %、円)

	①医療分			②後期分			③介護分			④子ども分			
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	18歳以上均等割	平等割
R8答申	9.87	36,600	22,700	3.10	11,300	7,000	2.92	12,200	6,000	0.31	1,100	80	700
現行	10.18	37,400	23,500	3.07	11,100	6,900	2.74	11,600	5,700				
R8-現行	△0.31	△800	△800	0.03	200	100	0.18	600	300	0.31	1,100	80	700

(1人あたり保険料)

区分	現行	R8答申	R8答申－現行	改定率
①医療分	84,081円	81,631円	△2,450円	△2.91%
②後期高齢者支援金分	25,051円	25,378円	327円	1.31%
③介護納付金分(40～65歳未満)	24,749円	26,278円	1,529円	6.18%
④子ども・子育て支援金分	—	2,513円	2,513円	皆増



区分	現行	R8答申	R8答申－現行	改定率
①＋②＋③＋④	133,881円	135,800円	1,919円	1.43%
①＋②＋④	109,132円	109,522円	390円	0.36%
①＋②	109,132円	107,009円	△2,123円	△1.95%
【参考】①＋②＋③	133,881円	133,287円	△594円	△0.44%

40歳以上65歳未満の被保険者 (①＋②＋③＋④)

1,919円増加 (改定率1.43%)

18歳以上40歳未満、65歳以上の被保険者 (①＋②＋④)

390円増加 (改定率0.36%)

<令和8年度予算見込>

	総額
歳入(A)	175.2億円
歳出(B)	175.3億円
差引(B-A)	0.1億円

R8基金取崩額	0.1億円
---------	-------

3. 保険料率が変わることによる影響額の試算

医/後/介/子	現行	R8答申	R8答申-現行
所得割	15.99%	16.20%	0.21%
均等割	60,100円	61,280円	1,180円
平等割	36,100円	36,400円	300円

給与所得者／単身世帯(40歳以上65歳未満)※介護分含む

年収	軽減基準所得	軽減	現行	R8答申	R8答申-現行	増減率
200万円	132万円	なし	238,500円	241,840円	3,340円	1.4%
400万円	276万円	なし	468,760円	475,130円	6,370円	1.4%

給与所得者1名／夫婦2人世帯(夫40歳、妻40歳)

年収	軽減基準所得	軽減	現行	R8答申	R8答申-現行	増減率
200万円	132万円	2割	267,340円	271,330円	3,990円	1.5%
400万円	276万円	なし	528,860円	536,410円	7,550円	1.4%

給与所得者1名／夫婦2人(夫40歳、妻35歳)と未就学児1人 3人世帯

年収	軽減基準所得	軽減	現行	R8答申	R8答申-現行	増減率
200万円	132万円	5割	232,570円	235,610円	3,040円	1.3%
400万円	276万円	なし	553,110円	560,360円	7,250円	1.3%

(参考)介護分負担なし 40歳以上65歳未満の被保険者がいない場合

医/後/子	現行	R8答申	R8答申-現行
所得割	13.25%	13.28%	0.03%
均等割	48,500円	49,080円	580円
平等割	30,400円	30,400円	0円

給与所得者／単身世帯(18歳以上40歳未満)

年収	軽減基準所得	軽減	現行	R8答申	R8答申-現行	増減率
200万円	132万円	なし	196,820円	197,660円	840円	0.4%
400万円	276万円	なし	387,620円	388,900円	1,280円	0.3%

年金所得者／単身世帯(65歳以上75歳未満)

年収	軽減基準所得	軽減	現行	R8答申	R8答申-現行	増減率
200万円	132万円	2割	125,380円	125,990円	610円	0.5%
400万円	276万円	なし	382,980円	384,240円	1,260円	0.3%

年金所得者1名／2人世帯(65歳以上75歳未満)

年収	軽減基準所得	軽減	現行	R8答申	R8答申-現行	増減率
200万円	132万円	5割	125,960円	126,680円	720円	0.6%
400万円	276万円	なし	431,480円	433,320円	1,840円	0.4%

被保険者全体の保険料の改定率とは異なります。

4. 国民健康保険料の賦課限度額の設定

保険料負担の公平性の確保及び中間所得者層の負担の軽減を図る観点から、賦課限度額の設定について答申

区分	現行	R8答申	増減額
医療給付費分	660,000円	670,000円	1万円引上げ
後期高齢者支援金分	260,000円	260,000円	据置き
介護納付金分	170,000円	170,000円	据置き
子ども・子育て支援金分	—	30,000円	皆増
合計	1,090,000円	1,130,000円	4万円引上げ